

日進市広告掲載基準

制定 平成19年1月16日

改正 平成24年3月28日

日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年日進市要綱第65号）第3条第9号に規定する広告媒体に掲載する広告として市長が不適當であると認めるものは、次のとおりとする。

1 業種又は事業者によるもの

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種
- (3) 風俗営業類似の業種
- (4) 消費者金融
- (5) たばこの製造販売
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 社会問題を起こしている業種や事業者（法令等の規制対象に限らない。）
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種及びこれに類する取引に関するもの
- (12) 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (15) 各種法令に違反しているもの
- (16) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (17) 市から指名停止措置を受けているもの
- (18) 違法又は不適當な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (19) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの

2 広告の内容によるもの

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの

- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (12) その他広告媒体に適さないとと思われるもの

3 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン

ン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

4 Web サイトに関する基準

- (1) Web サイトへの広告に関しては、市の公式 Web サイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしている Web サイトの内容についてもこの基準を適用する。
- (2) 他の Web サイトを集合し、情報提供することを主な目的とする Web サイトで、日進市有料広告掲載に関する要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱う Web サイトを閲覧者に斡旋又は紹介している Web サイトの広告は掲載しない。